

岐阜県子育て世帯負担軽減給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

岐阜県では、**新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で原油価格等の高騰に直面する子育て世帯を支援するため**、県内にお住まいの0歳から18歳までの児童を養育する支給対象の皆さまに「**1世帯当たり1万5千円の一時金**」を支給することとしました。

1. 支給対象者

次のいずれかに該当する方に支給されます。（ただし、令和4年10月31日時点で、神戸町内に住所を有していることが条件です。）

- ①令和4年11月分の児童手当（本則給付）の受給者
- ②令和4年10月31日時点で高校生等（平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童の主たる養育者（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）

2. 給付額

支給対象者1人につき、1万5千円です。

3. 支給時期

対象の方には、12月中旬以降から順次支給を開始します。
詳しい支給時期については、随時お知らせします。

4. 申請方法

- ①令和4年11月分の児童手当を神戸町から受給する方は原則**申請不要**です。給付金を希望しない場合のみ、受取拒否の届出が必要となりますので必要事項を記入の上、返送してください。
- ②上記①以外の方（公務員の方、高校生のみを養育している方等）については、**申請が必要**です。給付金のご案内・申請書等を送付しますので、必要事項を記入の上、**令和5年1月31日(当日消印有効)**までに返送してください。

裏面に続きます。

5. 支給方法

①児童手当（本則給付）を受給している受給者

令和4年11月分支給の児童手当（本則給付）の受給を予定している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

②支給申請を行った方

申請書で指定した口座に振り込みます。

※指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、岐阜県子育て世帯負担軽減給付金が支給されませんので、令和5年1月末までに必ずご対応をお願いします。

Q. 子どものみが岐阜県内に居住しています。給付金の対象になりますか？

A. 保護者の方が県外在住の場合、支給対象になりません。

Q. 岐阜県内市町村で児童手当を受給していますが、子どもが岐阜県外に居住しています。給付金の対象になりますか？

A. お子様ที่県外在住であっても、保護者の方が県内在住であれば、支給対象となります。

Q. DV被害により子どもとともに岐阜県内に避難していますが、どうなりますか？

A. 神戸町からの令和4年11月分の児童手当の支給対象となる場合（高校生等の場合は、これに準ずると認められる場合）、給付金の支給を受けることができますのでなるべく早くご相談ください。

なお、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは

神戸町役場 子ども家庭課

「岐阜県子育て世帯負担軽減給付金」窓口

〒503-2392 神戸町大字神戸1111番地

電話：0584（27）0176

「岐阜県子育て世帯負担軽減給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに神戸町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに神戸町役場子ども家庭課窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。